

KiKo NEWS

山王祭



平成29年度の検査を振り返って 機構検査部
AEDで救命成功!～青森のホール



山王祭

国会議事堂の西側にある日枝(ひえ)神社から皇居、丸ビル、日本橋、銀座・・・

都心を王朝装束に身を包んだ500人が鳳輦(ほうれん)、神輿、山車とともに練り歩く。徳川將軍家が上覧したことから神田祭と並んで天下祭といわれる山王祭(さんのうまつり)。神田祭と隔年開催だが西暦偶数年の今年は山王祭の年。6月7日から17日までの11日間行われ、ハイライトは都心を巡行する8日の神幸祭だ。

猿の像が山車の屋根に飾られ「御幣を持った美少年」の人形の胸にも猿の面(表紙)。日枝神社の祭神大山咋神(おおやまくいのかみ)が山の神様で、使いは猿だからだ。神社の境内にも狛犬やきつねではなく猿が置かれている。

室町時代の1457年太田道灌が江戸城築城の際城の鎮守とし、江戸時代は徳川家の産土神(うぶすながみ)として栄えた日枝神社の祭は今も伝統を守り続けている。(N)

CONTENTS

6 June
2018

平成29年度の検査を振り返って 機構検査部	1
AEDで救命成功!~青森のホール	6
機構12年「今伝えたい設立と実態5」常勤顧問 伏見 勝	10
「しずくちゃん」移植手術成功!~ドナーと出会う	12
機構の窓から「たった一人の10万人パレード」	14
店長に求められる知識「経営マネジメントⅣ」	15
銀世界の裏119「正直者が馬鹿を見ない」	18
民法改正とホール業界への影響 三堀 清	22
データでみるパチンコ業界	25
お知らせ	28

平成29年度の 検査を振り返って

セレクターカバーや中継基板等の
封印バンドの欠損事案等が続く

機構検査部

遊技産業健全化推進機構が

全国の誓約書提出ホールに対して検査を開始して
遊技機は11年、計数機は7年の実績を積み上げることが出来た。

当機構の検査の受け入れ等に関しては、
前年度に引き続いてホール側の対応が概ね良好であった。

この点については関係者の方に感謝申し上げたい。

もちろん、細かな点でのトラブルはあったものの、

それが大きなトラブルに繋がることはなかった。

もちろん立入拒否に至るような事案も皆無であった。

当機構の立入検査がホールの現場に浸透してきたと感じている。

本年度以降も是非、この状況を続けて頂きたい。

《各年度別の機構活動状況》

各年度	検査日数	検査 ホール数	検査台数				
			遊技機		計数機		計
			ぱちんこ	回胴式	玉	メダル	
平成19年度	146	767	1289	1607	—	—	2,896
平成20年度	160	2995	6584	7546	—	—	14,130
平成21年度	150	4449	8217	8873	—	—	17,090
平成22年度	136	3117	5837	6057	—	—	11,894
平成23年度	155	2823	5672	6219	410	21	12,322
平成24年度	179	2388	9668	10518	515	460	21,161
平成25年度	148	2127	12368	13473	289	205	26,335
平成26年度	146	2300	13927	15493	241	126	29,787
平成27年度	148	1664	9855	10894	204	82	21,035
平成28年度	140	1722	9524	10135	183	45	19,887
平成29年度	148	2375	7697	8210	289	48	16,244
合計	1,656	26,727	90,638	99,025	2,131	987	192,781

機構検査部は平成19年の4月から提出された誓約書に基づき、全国各地のパチンコホールにお伺いして立入検査を実施している。

初年度の平成19年度は767店舗
平成20年度は2995店舗、平成21年
度は4449店舗、平成22年度は31
17店舗、平成23年度は2823店舗
平成24年度は2388店舗、平成25年

舗（計数機検査含む）において立入検査を実施することができた。

同年度の機構の事業計画としての目標店舗数は1800であったことから、目標を大きく上回る結果となった。目標を大きく上回った要因としては、ある不正改造の手口を追いかける必要があったことから、遊技機検査において、1店舗あたりの検査遊技機台数を減少させ、より多くの店舗を回れるような態勢を構築したためである。

なお、現時点において機構検査部が追いかけている不正改造の手口については伏せさせて頂く。

これで当機構検査部として平成19年4月より立入検査の事業を開始し、計2万6727店舗に対して立入検査を行なったことになる。

本年3月末時点の全国の誓約書ホル数が1万0529店舗であるので、3巡目が順調に進んでいることになる。

遊技機など

約19万2千台を検査

平成29年度の検査内訳としては、遊

技機1万5907台、計数機337台の計1万6244台であった。

「パチンコ遊技機」は156機種7697台、「回胴式遊技機」は167機種8210台。また計数機については「玉計数機」が85機種289台、「メダル計数機」が10機種48台であった。

検査総数としては、「パチンコ遊技機」が9万0638台、「回胴式遊技機」が9万9025台。そして「玉計数機」が2131台、「メダル計数機」が987台となった。

検査の結果

メダルセレクターカバーの欠損
中継基板の封印バンドの欠損など

検査の結果については、引き続き詳細の公表を控えさせて頂くが、昨年度の検査においても残念なことに不正改造をしていたと思われる遊技機が確認されている。

全般的な傾向としては悪くない状況であり、明らかな電子部品の改造は



平成29年度検査報告

平成29年度《月別検査集計》

各月		検査日数	訪問 都府県方面 数	検査ホール数			検査台数				計
							遊技機		計数機		
				遊技機	計数機	計	ぱちんこ	回胴式	玉	メダル	
平成29年	4	13	14	166	27	193	690	592	20	7	1,309
	5	11	10	167	17	184	633	666	14	3	1,316
	6	15	11	173	47	220	696	680	41	6	1,423
	7	12	10	190	26	216	712	776	22	4	1,514
	8	12	10	137	30	167	500	596	24	6	1,126
	9	12	8	171	18	189	618	684	16	2	1,320
	10	15	17	220	30	250	830	906	27	3	1,766
	11	13	18	166	39	205	644	634	32	7	1,317
	12	9	10	136	17	153	498	582	15	2	1,097
平成30年	1	11	10	199	23	222	770	760	22	1	1,553
	2	13	9	152	27	179	564	630	27	0	1,221
	3	12	8	161	36	197	542	704	29	7	1,282
計		148	135	2,038	337	2,375	7,697	8,210	289	48	16,244

年々減少している。しかし残念ながらゼロになったわけではない。
また、手口が非常に巧妙化している

と考えている。

その他、前年度から引き続き、回胴式遊技機のメダルセクターカバリの欠損や中継基板の封印バンドの欠損なども数多く確認されている。

昨年と同様をお願いしたが、これらの事案はホール側のモラルの問題でもあると思われることから、是非ともホールの現場においては日常的な遊技機の点検確認をお願いしたい。

パチンコ遊技機からも不正改造の痕跡が

その他、総論として、平成29年度に遊技機検査を行い、結果として通報に至った事案の多くは回胴式遊技機であった。しかし、パチンコ遊技機からも不正改造の痕跡が確認されている。

現在、市場に設置してある回胴式遊技機については、引き続きART機能、ART機能を有するもののサブ制御基板、またサブ制御基板に繋がるハーネス、そして中継端子板などに注意が必要である。また、カシメやキャップなどの偽造品にも注意が必要であると考えている。

最後に、毎年その概要だけをお知らせしている各店舗の稼働率平均の調査等については、平成29年度は4円と低

貸のパチ

ンコ、20

円と低貸

の回胴式

ともに平

成28年度

に比べ、

落ち込んで

いる。

パチン

コ業界を

取り巻く環境が一段と厳しさを増していると思っている。

本年度こそ明るい状況に転換できるよう機構検査部として願っている。

次に、機構に対して誓約書を提出されている全国のパチンコホールは、本年3月末時点で1万0529店舗であった。

別表にある通り、昨年4月の時点からの推移としては誓約書提出ホール数がマイナス466店舗となっている。昨年度のマイナスが307店舗であったことから、店舗数の減少が大きく拡大したことになる。

なお、既に廃業されているにも関わらず、機構宛に連絡の無い店舗は誓約書提出店舗としてカウントされている

平成29年度《誓約書提出ホール数の推移》

平成29年度 各月		提出 ホール数 組合員	提出 ホール数 非組合員	提出 ホール数 合計	前月との 差分 (ホール数)
平成29年	4月末	10105	822	10,927	-68
	5月末	10074	819	10,893	-34
	6月末	10044	812	10,856	-37
	7月末	10038	796	10,834	-22
	8月末	10020	792	10,812	-22
	9月末	10016	792	10,808	-4
	10月末	9946	788	10,734	-74
	11月末	9931	785	10,716	-18
	12月末	9909	767	10,676	-40
平成30年	1月末	9890	749	10,639	-37
	2月末	9849	737	10,586	-53
	3月末	9800	729	10,529	-57



ことから、実際に営業されている店舗数は、その廃業店舗数分を割り引く必要があることを付け加える。

検査で気づいたことをお伝えする

次に実際に検査を行なった機構検査部の検査員が気づいたことなどを以下にまとめてお伝えする。

まずは計数機について。

計数機検査において、前年度に引き続き良い状況であると考えている。

ただし残念ながら計数異常の件数はゼロではなかった。

ホールの現場においては、日々の業務に加え、是非とも計数機の定期的なメンテナンス等もお願いしたい。

封印バンドの欠損などが目につく

次に問題点、すなわち遊技機検査における異常事案について公表できる範囲のものをお知らせする。

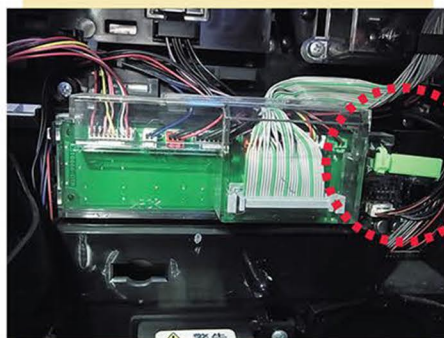
平成29年度の異常事案については、前年度に比べ行政通報の件数はほぼ横ばい状態であった。

また、明らかな電子部品の改造など

は減少傾向にあることに変わりないが、遊技メダルセレクターのカバー欠損、そして中継基板の封印バンド欠損など、日頃の点検で防げるものは残念なことになり多く見つかっている。

ホール現場においては引き続き、これらの点について注意をお願いしたい。

なお、昨年注意をお願いした、回胴式遊技機で違う型式のホッパーを転用



上が正規の封印バンドが取り付けられた回胴式遊技機の中継端子板ケース。下の中継端子板ケースでは緑色の封印バンドが外されている。



する「いわゆる部品取り」については、平成29年度は明らかに減少した。この点はきちんと管理された証であると思っているため、ホールの現場に感謝申し上げます。

機構検査部としては、本年度も全国で通報件数がゼロになることを願って検査を続けて行きたい。

本年度も機構の検査活動にご理解とご協力をお願いする。



ホッパーの他機種からの転用（いわゆる「部品取り」）の件数は減少したもののゼロではなかった。上と下は同一型式の回胴式遊技機であるが、上の写真のホッパーには前面に型番を示すシールが貼付されている。しかし下の写真のホッパーにはそのシールが見当たらず横面に貼付されていた。もちろんホッパーそのものの型番も違っていた。



平成29年度《都府県方面別の機構活動状況》

NO	都府県方面名	誓約書提出 ホール数	検査ホール数			検査台数				
						遊技機		計数機		合計
			遊技機	計数機	合計	ぱちんこ	回胴式	玉	メダル	
1	札幌方面	280	70	10	80	278	282	9	1	570
2	旭川方面	82	13	5	18	46	58	4	1	109
3	釧路方面	81	22	8	30	98	78	7	1	184
4	北見方面	45	8	8	16	32	32	7	1	72
5	函館方面	55	10	8	18	40	40	7	1	88
6	青森県	140	22	-	22	90	86	-	-	176
7	岩手県	133	23	-	23	114	70	-	-	184
8	宮城県	200	54	10	64	200	216	8	2	426
9	秋田県	115	20	8	28	80	80	7	1	168
10	山形県	101	21	5	26	82	86	5	-	173
11	福島県	210	37	9	46	134	158	7	2	301
12	東京都	902	113	12	125	446	434	11	1	892
13	茨城県	266	50	4	54	180	212	3	1	396
14	栃木県	179	32	10	42	124	132	9	1	266
15	群馬県	187	36	8	44	132	140	6	2	280
16	埼玉県	536	127	4	131	464	480	3	1	948
17	千葉県	441	98	10	108	340	428	10	-	778
18	神奈川県	559	116	18	134	374	484	16	2	876
19	新潟県	186	43	10	53	164	180	9	1	354
20	山梨県	68	25	-	25	96	104	-	-	200
21	長野県	184	38	8	46	134	168	7	1	310
22	静岡県	300	84	9	93	300	346	7	2	655
23	富山県	75	29	-	29	118	114	-	-	232
24	石川県	97	25	-	25	112	80	-	-	192
25	福井県	74	28	-	28	116	108	-	-	224
26	岐阜県	175	41	5	46	132	196	3	2	333
27	愛知県	583	91	10	101	340	388	8	2	738
28	三重県	131	28	10	38	112	112	9	1	234
29	滋賀県	123	30	10	40	112	112	8	2	234
30	京都府	181	37	-	37	144	152	-	-	296
31	大阪府	802	98	10	108	372	378	8	2	760
32	兵庫県	438	45	8	53	170	178	8	-	356
33	奈良県	89	23	10	33	88	80	7	3	178
34	和歌山県	84	19	9	28	84	68	8	1	161
35	鳥取県	67	27	5	32	124	80	4	1	209
36	島根県	74	18	5	23	80	64	5	-	149
37	岡山県	149	30	7	37	128	104	5	2	239
38	広島県	269	45	7	52	166	186	7	-	359
39	山口県	148	30	8	38	110	128	8	-	246
40	徳島県	66	26	9	35	88	120	7	2	217
41	香川県	80	22	9	31	88	88	7	2	185
42	愛媛県	120	24	9	33	76	94	6	3	179
43	高知県	93	20	8	28	74	86	7	1	168
44	福岡県	387	63	9	72	236	268	9	-	513
45	佐賀県	67	19	-	19	96	56	-	-	152
46	長崎県	164	24	-	24	94	98	-	-	192
47	熊本県	160	19	-	19	68	84	-	-	152
48	大分県	130	24	8	32	98	94	8	-	200
49	宮崎県	132	16	-	16	61	66	-	-	127
50	鹿児島県	239	53	8	61	202	222	8	-	432
51	沖縄県	82	22	9	31	60	112	7	2	181
合 計		10,529	2,038	337	2,375	7,697	8,210	289	48	16,244

青森市のホールで遊技中に倒れ心停止になった男性客をスタッフがAED(自動体外式除細動器)を使って救った。普段からの講習で培ったスタッフの敏速な連携作業と冷静な機器使用が急場に役立った。蘇生作業に加わったスタッフは3月に青森県遊協から表彰され、5月に青森消防本部から表彰状を贈られた。AEDを設置するホールは年々増えており、来店するお客さんだけではなく通行人を救うなどの例も出て来ている。救命という最も基本的な社会貢献活動はさらに輪を広げて行きそうだ。



冷え込んだ2月にアクシデント 「スーパードーム青森東店」

**通電2回
男性が息を吹き返す
役立った受講の知識**

救命作業が行われたのは「晃商」(新井義淳社長、本社・京都市)傘下で青森市にある「スーパードーム青森東店」(小田桐嘉仁店長)。
パチンコ408台、スロット176台を設置する複合店である。従業員は15人。JR青森駅から車で約15分、国道4号線(青森東バイパス)沿いに赤と白の店舗が見えて来る。壁面に「SUPER DOME」のロゴがあり、ホールに入ると迷彩柄のアノラック姿の女性や黒の野球帽に茶のジャンパーの男性らが台に向かっていて、救命に加わったスタッフらの話を総合すると――
アクシデントが起きたのは今年2月12日。最高気温でも氷点下5・1度とグンと冷え込んだ日だった。市内の積雪は61cm。開店から約1時間後の9時28分、背の高い年配の男性が西側の入口から入って来た。細身の体にライトダウンの上着、セーターとジーンズ姿。入口に近い島の「86番」台に座り、パチンコを始めた。

県遊協から表彰された齋藤さん(左)と橋本さん(右)、中央は大西理事長



青森県遊協

AEDで 救命成功! 青森のホール



スーパードーム青森東店



AEDはカウンター向かいに設置されている

ところが同56分、男性は上着を脱いで背もたれに掛けた後、隣席にもたれ掛かるような形で倒れ込んだ。足が遊技機にかかり、椅子に寝たような格好。隣の男性客が近くの女性スタッフに「倒れた」と知らせ、このスタッフがインカムで事務所などに連絡した。

59分、事務所にいた主任の橋本昌随さん(38)が119番通報した。これを聞いたスタッフの齋藤龍生さん(30)はカウンターから現場に走った。男性は「ヒック、ヒック」としゃくり上げるような音を出している。

「死戦期呼吸だ」

講習で教わった言葉が頭に浮かんだ。

空気を出し入れする普通の呼吸ではない。心停止直後に起きるものだ。

男性を島の間の床に寝かせ、心臓マッサージを始める。現場に来たスタッフの成田周平さん(21)に「AEDを持ってきて」と声を掛ける。

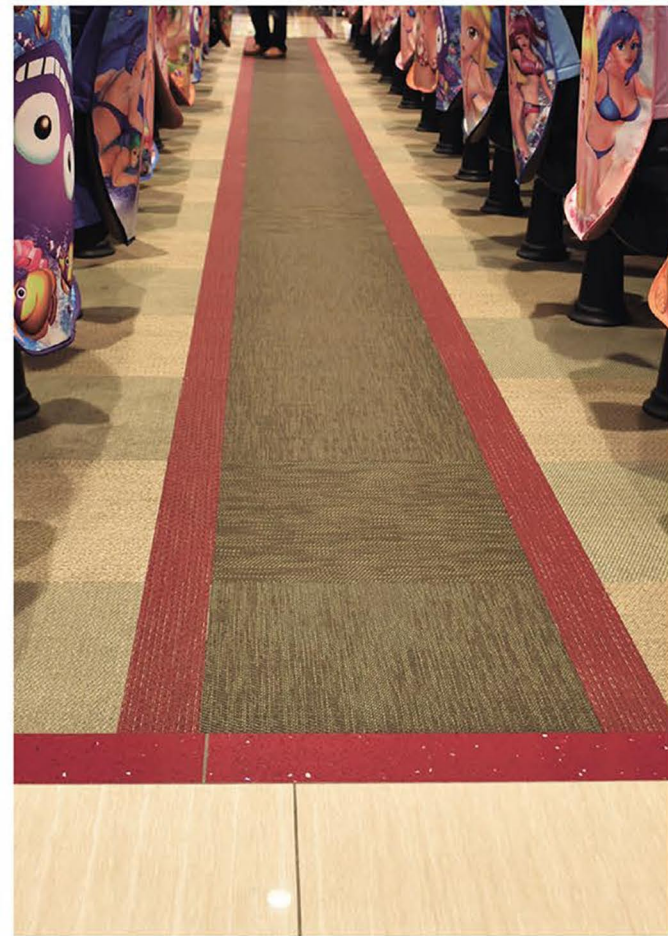
成田さんはカウンター向かいに据え付けてあるAEDを取り出し、現場に運ぶ。齋藤さんが男性の着衣をめくり、胸などにパットを貼

AEDで救命成功! 青森のホール

男性はここから運び出された



右から4番目の台で男性が倒れた



このフロアで救命作業が行われた

る。機械が状態を判断、音声で「電気ショックが必要です」と伝える。10時02分。1回目の通電を行う。呼吸は戻らない。

お客さん達は救命作業の邪魔にならないよう遊技を止め、現場を遠巻きにしている。

同4分。2回目の通電を実施した。男性は息を大きく吸い込んだ。「大丈夫ですか」

声を掛けると反応がある。「救急車が来るから待っててね」。

そこへ消防の救急隊が到着、男性を担架に乗せ、救急車で同県立青森病院へ運んだ。

男性は命を取り留めた。

4、5日後に奥さんが「有難うご

ざいました」とお礼に訪れた。

勇気ある行動を賞賛 青森県遊協、 消防本部

同店は2014年12月のオープン。最初からAEDを設置し、スタッフは救命講習を受けていた。

齋藤さんは地元消防団の団員。「義父が分団長で私は婿なので昨年8月から入っています」。実際に火事現場に3回出動し、消火作業にあたったという。

前年1月に救命講習を受けていたこともあり、初めてのAED使用でも「緊張した空気の中で冷静に対処出来たと思います」と振り返る。訥々とした話し方ながら、自信が感じられた。

店長の小田桐さんは「ともかくお客様の命を助けることが出来て良かったと思っています」と話している。

この活躍に青森県遊協は3月27日の理事会で、橋本、齋藤さんに大西康弘理事長名の表彰状を贈った。

また、5月11日には青森消防本部が成田さんを加えた3人を協力者表彰した。同県遊協の松木邦章



(上)津軽富士と呼ばれる岩木山 (中)桜並木の背景に岩木山が
(下)開花したばかりの桜(弘前公園)

駐車場側からみた店舗



活躍した齋藤さん



小田桐店長

AEDの一般人の使用については04年の厚生労働省医政局通知「非医療従事者による自動体外式除細動器の使用について」で条件付きで違法にはならないことが示された。

脈がなく心停止になった人を治療するのは医療行為であり、一般人が行えば原則医師法違反となる。しかし、①現場に医師がおらず、速やかな対応が出来ない ②使用者が対象者の意識、呼吸がないことを確認 ③使用者が講習を受け

一般人のAED使用

専務は「AEDを使う勇氣に感心しました」と救命に参加したスタッフを讃えていた。



カウンター

ている——などの条件下であれば、救命現場にいた一般市民がAEDを使用することは「反復継続性が認められず、医師法違反にはならないものと考えられる」とした。いわば緊急事態に命を救うことを最優先させる内容になっている。

これは各都道府県知事宛に通知され、AEDの普及が推進された。

全日遊連はAEDの設置を積極的に進めており、各地のホールに広がっている。

同店を訪れた日は曇り空。最低気温4度と寒く、奥羽本線沿線には残雪が見られた。冠雪の岩木山を背景にした弘前公園の桜も開花したところで、外国人観光客らが訪れていた。様々な課題を抱えるホール業界だが、基本は地域との共存にある。スタッフがAED救命を行うなど地元を受け入れられる活動を地道に継続していくことが欠かせない。遅い春が訪れた北国のホールの貢献は大きな意味を持つていると感じられた。

スタッフを讃えていた。

今伝えたい設立と実態

常勤顧問 伏見 勝



前回いろいろお伝えした「うわさ話」の中でも小さなトラブルはあったものの順調に検査は進んでいた。だが、09年5月某県に行った検査員から本部に連絡が入った。

「検査の説明をしたところ店主がどういうわけか怒りだし、検査員の胸をついてきました。説得を続けていますがどうしたものでしょうか」という内容だった。

力づくの抵抗は初めての事だったため検査員もどうしたらよいのか迷ったと思う。

本部の監督者がその検査員を呼びだし状況説明を求めたところ店主は老人で、説得の結果どうやら検査を受け入れることになったことが分かった。抵抗はあったものの話がついた後は手順通り検査は行われ問題なく終了した。

ここで店主の暴力行為についてどうすべきかという問題が初めて起きたわけだが、被害を受けた検査員は「老人の事でケガもないし不問にしてあげて欲しい」と店主をかばい、同行の検査員は「こちらに落ち度はない。相手に丁寧に応じていた」と証言していることから、当方に問題はないと判断、

審査会には事後報告という形で落着かせた。

こうした問題はあったものの検査は着々と進み

2007年度	767店舗
2008年度	2995店舗
2009年度	4449店舗
2010年度	3117店舗
2011年度	2823店舗

（この年度から全日遊連などの要望で計数機の検査を始めたためパチンコ・パチスロの検査店舗数が若干減った）

2012年度	2388店舗
2013年度	2127店舗
2014年度	2300店舗
2015年度	1664店舗
2016年度	1722店舗

の検査を行った。

残念ながら不正改造の痕跡もかなりの数見つかり行政通報し事件化されたものも多かった。

大問題が起きたのは検査を始めて5年後の事だ。

初の立入拒否

2012年11月7日秋田県で立入拒否は起きた。

状況はこうだ。

検査員が取り決め通りホールの責任者に検査の了解を求め、「機構の検査」を承知していた責任者は了解して検査を始めた。その直後、

店のトップ、つまりは経営者が出てきて話はこんがらがった。経営者はどうやら「当社は（略）営業時間の内外を問わず、随時、無通知（略）当社の店舗が検査を受けることを承諾します」という誓約書に署名捺印したことを忘れたか、読まずに署名捺印したのかどちらかと推察できた。

この店への立入検査はこの日が2回目で、1回目の検査は済んでおり、その際にはホール責任者が立ち会いトラブルなどももちろん起きないまま検査はスムーズに終わっているのだ。

この時と今回の違いは前回いなかった経営者が今回はいるという事だけだ。検査員はもちろん検査の重要性を説明、大きな声では言えないことだが警察関係者まで経営者を説得してくれたものの、結果として経営者は拒否を貫き、機構検査部としては立入拒否として扱わざるを得ないことになった。

第一号の立入拒否は正直ショックだった。

機構としては残念だったが「立入検査実施要綱」に基づき審査会を開くことにせざるを得なかった。その結果

① 機構の検査員に対し暴言を浴びせたり、暴力行為に及んだりした場合

② 検査員の説得に応じず、概ね1時間を超えて立ち入り検査に入れなかった場合

③ 機構の存在をそもそも認識せず立ち入り検査に入れなかった場合

④ その他の理由により立入検査に入れなかった場合

と定められた立入拒否の基準のうち①②④に該当するとの結論が出てこのホールの名前は機構のホームページから6月間消えた。

この結果驚くべきことがわかった。複数の県遊協の幹部から電話の問い合わせがあり、いずれも「立入拒否をするとうなるんでしょか」というものだった。

「立入拒否については機構の一般向けのホームページから当該店舗の店舗名を6月間削除するとともに、店舗に掲示されている誓約書提出証明書も返納してもらおう」と決められておりその他のことは機構としては対応していない。しかし、これらのことは機構の立入検査スタート前から21世紀会の所属団体は当然承知し、さらに各団体がそれぞれ支部団体などを通じ

て経営者の方にも徹底していると聞かされていたのだ。だが実際は団体の幹部までが「わからない」と聞いてくるようでは不徹底としか考えられず、幹部くらいは機構について承知してもらいたいと21世紀会で話をした記憶がある。

立入拒否もショックな出来事だが自分たちが決めた機構の約束事を忘れてしまうのではホールに間違った情報を流しているのではないかと正直不安を持った。

不安の中

やがてこの不安は的中した。2014年12月2日、立入拒否の二件目が起きてしまった。

兵庫県内のこの店舗も2回目に検査に訪れた店舗であった。

検査員は3人が手順通り誓約書のコピーを示し検査に来たことを告げ、さらに検査員の身分を示す「身分証明書」を示し「統一ジャンパー」の着用理由を説明、機構本部に身分証明書のナンバー確認を依頼した後、遊技中のお客様が不利益にならないよう十分配慮することを告げたが、対応した責任者と名乗る者は「氏名を名乗らない、運転免許証も見せないのはゴト師と同じで機械は見せられない」「誓

約書が七年前のもので古すぎる。何故毎年取り直さないのか」「検査させるにしてもジャンパー着用では拒否する。お客さんにいろいろ言われるしジャンパーの中にゴト道具を隠しているかも不明で信用できない」「検査は開店前か閉店後に来るべきだ」「検査をさせる場合ゴトをしないと証明書をかけ」「誓約書は有限中間法人となっている。一般社団とはなっていないではないか」と主張、検査員の「法人格は中間法人の廃止による移行で誓約書の法的効力に変化はない」という説明に納得せず、最終的には機構本部の担当からホールの責任者と名乗る方に連絡し、話したが前述の主張を繰り返すだけで説得には応じようとしなためやむなく立入拒否を通告し、警察庁等に事実関係を報告した。

誓約書で約束したことを自分の考えと違うといって立入検査を拒否するホール関係者がいるとは驚いたが、拒否にならないまでも検査を嫌がるホールに対して機構は今もあらゆる手立てを尽くして数時間かけても説得を続け検査を続けている。

理由は、当機構が行なっている

立入検査活動は誓約書を提出されたホールのみならず、遊技機メーカーや販売会社等を含め取り組みを開始したものであるという点だ。わかりやすく言えば遊技機メーカーは遊技機メーカー個社の取組み等もあるわけで、もし立入拒否となった場合には、当該ホールにかなりの影響が及ぶ可能性もあると考えられたからなのだ。

もう一度おさらいを

くだくだともめごとや機構の対応などをお伝えしたのは、これらの問題のほとんどは定款や誓約書それに立入検査実施要綱に目を通して頂ければ理解して頂けることであるからだ。ホールの現場の方々はずでに「機構が何をしに来たか」「何を目的に来ているのか」「どう対応するのか」など理解されているようだが、ホール経営者の理解がいまひとつ足りないように思える。新しくホールを経営される方や忙しさからつい忘れた経営者の方もしらっしやと思うので、もう一度機構の成り立ちから皆さんが約束した項目などおさらいしたい。

なお、定款、誓約書、立入検査実施要綱などは当機構のホームページでいつでも閲覧可能になっている。

「しずくちゃん」移植手術成功！ ドナーと出会う



神奈川県横須賀市の岡崎雫ちゃん(8歳)は、5月10日(現地時間)、ニューヨークのコロンビア大学病院で心臓移植手術を受け、成功した。2度の脳内出血後、リハビリを続けていたが、早期にドナーと出会うことが出来た。遊技業界など多くの人たちの協力でこうした心臓移植の例が増えており、さらなる支援が期待されている。



ドナーの家族 支援者に感謝

「救う会」に入った連絡によると、10日午前2時ごろ、両親にドナーが巡り会ったとの報告が入り、検査などを経て手術が行われた。日本時間11日夜、手術は無事終了したとの一報も入ってきた。雫ちゃんの状態は良好だという。

同会では移植直後の時期が難関と言われていることに触れ「しずくちゃん」が乗り越え、安定してくれることを祈るばかりです」とするとともに「臓器提供を決断してくださいましたご家族のみなさま、また、これまで応援いただいたすべてのみなさまに感謝申し上げます」と感謝の気持ちを伝えている。

雫ちゃんは脳内出血などのため、寝たきりの状態が続いていたが、順調に回復。体力をつけるため、毎日、専門の先生が指導し、ベッドから降りて過ごす時間を増やすリハビリを行っていた。

あやめちゃん
人工心臓の
ポンプ交換



リハビリに励む雫ちゃん

病院での雫ちゃん▶

雫ちゃん



ニューヨークのコロンビア大学病院にいる川崎市の佐々木あやめちゃん(2歳)は4月に5回目の補助人工心臓装置のポンプ交換を行った。

未明の1時にポンプの故障が見つかり、ほとんど動かない状態であることが判明した。日本の病院では鎮痛剤を投与して意識のない状態で手術を行っていたが、アメリカでは麻酔などを一切使わず、意識がある状態で手術を行う。あやめちゃんはベッドに寝たままエレベーターでICU(集中治療室)に運ばれた。スタッフが揃うのに時間がかかり、その間に心臓のエコーを行ったが、心臓が動いていることが確認された。お腹のチューブに差し込まれているポンプを留め具を外して抜き、新たなポンプと交換した。

きに「痛い」と顔をしかめた程度で、「最初から最後までご機嫌で動画を見ながら歌ったり声を上げて笑ったりしていました」という。交換後も異常はなく、一般病棟に戻った。

初めてのお散歩 髪も伸びて

春の訪れに合わせ、あやめちゃんは米国に来て初めてのお散歩を楽しんだ。

約5か月ぶりに外に出たので、最初は芝生や影を怖がり、後ずさりしたりしていたが、少しずつ外の世界に慣れ、病棟の中庭にある桜やチューリップなどの花を観察する余裕が出て来たという。

「こちらも5月になりました。気温が上がる日が増えるため、外へのお散歩の回数も増えるといいなと思っています」



沖縄を訪れた陽茉莉ちゃん ▲▲

ます」とお母さんは救う会の「あやめ日記」に書いている。

また、あやめちゃんは髪の毛が伸び、結べるようになった。同会のフェイスペインクなどには横縞のシャツを着込み、髪の毛を結んで嬉しそうな表情のあやめちゃんの写真が掲載されている。

陽茉莉ちゃん

お父さんの故郷 沖縄へ

横浜市の森川陽茉莉ちゃん(3歳)

は術後のリハビリに取り組んでおり、3月にはお父さんの故郷・沖縄を訪問した。

陽茉莉ちゃんは免



が残るが、紺碧の空をバックに笑顔を見せる陽茉莉ちゃんの写真には、真には、躍動する生命力が溢れているように見える。ご両親は

「今後の発達への不安はありますが、命を救ったばかりで笑ってくれている事に心から感謝し、今後も大切に守っていきたくております」と支援してくれた多くの人たちへの感謝の気持ちを述べている。

機構の窓から

たった一人の10万人パレード

フィギュアスケートで五輪連続金メダルを獲得した羽生結弦選手(23)が、4月22日仙台で凱旋パレードをした。主催者発表で10万8000人の観衆。テレビニュースを見ると、沿道を埋め尽くした人たちに向って、羽生選手は、車上から手を振ってこたえるばかりか、手足を広げてフィギュアの振り付けをしてみせた。生中継したNHKの関東地区の視聴率は6・5%まで上がった。

ソチ五輪後(9万2000人)に続く2度目のパレード。今回も「路上にゴミが残っていなかった」と観衆のマナーのよさが伝えられたが、ちよつと本人のことが気になった。本番の演技ならともかく、車上で挨拶し続けるのは大変だったろうなど。本物のスターではないが、若い記者時代、スター気分に近いものを味わったことがあるのを思い出した。もちろん、自分がスターなのではない。スターを被ったのだ。「ウルトラマン」の着ぐるみを。

東京・築地の映画館で「ウルトラマン怪獣大決戦」の映画が公開されることになり、体験取材で公開初日に集まったちびっ子たちを前に、ウルトラマンに扮したのだった。

プロの人たちは、怪獣に入っていた。ゴムでびちびちしたウルトラマンのスーツを着て、木製の頭部を被った。思った以上に息苦しく、目の前が真つ暗なので難儀した。

目に穴が開いておらず、下方に地面を向いた小穴が2つあるだけ。正面を見ようとすると、顔が上がつてしまう。「ウルトラマンが上を向くと、子どもたちはシュワツと空を飛ぶ動作だと勘違いします」とダメ出し。よろよろ歩くと、「つまり転ぶと、子どもは幻滅しますのでくれぐれも夢を壊さないように」。

小部屋でひとしきり練習して、入口に集まった子どもたちの前に登場。どんよりしていた子どもたちの目が、こちらを見ると、キラキラッと一瞬に輝きます。24どころか、100、200の瞳がキラキラッ。

握手、ボディタッチ。子どもたちに囲まれる。みんな笑顔

10万人凱旋パレードの様子が紙面に踊った▼



で、目はキラキラッ。これがスターというものなのだ。自分があるだけで、みんなが幸せになってくれる。

自分の子に早く握手をしてほしい、母親は、ウルトラマンの脇腹をつねって、アピールする。スターというのは、幸福光線を出すカミのような存在なのかと頭をよぎった。

短い顔見せだったが、控え室に戻ってひと息つき、急いで着替えてロビーの子どもたちの前に出てみると、彼らは全く「今さっきまでウルトラマンの若者」を無視した(それはそうだ)。

その後スターの取材をし、「人気」というものの不思議さに驚くことが多かった。アイドル全盛の男性歌手と一緒に車で公演入りした時は、道の角々にファンが立って待っていて、車が走り去るだけで嬌声があがる。会場に近づくとつれ、ファンの群れがだんだん増え、到着時には、はちきれんばかりに増殖する。

超弩級のスターの羽生選手は、3度目のパレードに向って走り出しているのだらう。幸福光線を出すスターの栄光とともに、ウルトラマンのスーツを脱ぐようには日常の顔に戻れない苦悩も深いのだろう、と想像していつそう応援をしたくなった。(求)



店長に求められる知識

経営マネジメントⅣ

パチンコ店舗管理者実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識・業界知識・法律知識・不正排除・計数管理・機械整備・設定管理・顧客サービス・経営マネジメント・マーケティング・労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

消費の低下やライフスタイルの変化、娯楽の多様化などが影響し、パチンコ業界の市場規模は年々縮小を続けています。一時は30兆円産業ともいわれたパチンコ業界の市場規模は、2017年時点でおよそ21兆円、ピーク時の3分の2程度にまで減少しました。このような厳しい環境だからこそ、店舗管理者は「ヒト・モノ・カネ・情報」といった限られた資源やそこで生まれるリスクを管理し、店舗運営を最適化するための手法がより一層求められます。それが経営マネジメントです。どのような状況下においても、店舗の長期的な発展を目指すのであれば、管理者は経営マネジメントに必要な知識と能力を有していなければなりません。

今回は会計に関する内容です。会計とは、企業の経済活動を記録・計算・総括し、その結果を管理したり報告したりすることです。資産や負債、資本などの管理にも利用できます。会計を学ぶことによって、企業の経営状態の実態や成長性を見極められるようになります。ここからは問題を解きながら解説していきます。

勘定科目

【問題】

パチンコ店の営業における勘定科目のなかで、一般的に管理可能費に含まれるものはどれか。

【選択肢】

- a：販売促進費
- b：地代家賃
- c：リース料
- d：租税公課

【回答分布】

a：61・3% b：20・2%
c：13・0% d：5・5%

【正解と解説】

正解はaです。

管理可能費とは、管理者の裁量で直接コントロールできる費用のことです。それぞれの選択肢を見ると、aの販売促進費を除いて、管理者の裁量で予算を増やしたり減らしたりできるような内容ではありません。

管理可能費は、職位によっても変わります。たとえば、経営者が

コントロールできる費用と店長がコントロールできる費用には大きな違いがあるでしょう。パチンコ店店長の管理可能費は、広告宣伝費や人件費が大きな割合を占めます。これらを含めた管理可能費をきちんとコントロールできるかどうかで店舗運営に差が出ます。管理可能費は、同じ職位であっても企業によって異なる場合もあるため、いまいちど確認し店舗の利益管理に役立てることが大切です。

損益計算書

【問題】

あるパチンコ店における当月の損益は表のとおりであった。当月の営業利益として正しいものはどれか。

勘定科目	金額
売上高	¥550,000,000
売上原価	?
粗利益	?
経費計	¥40,000,000
営業利益	?

※当月の粗利益率14.0%

【選択肢】

- a : 560万円
b : 3700万円
c : 7140万円
d : 7700万円

【回答分布】

- a : 1 : 7 % b : 58 : 6 %
c : 28 : 4 % d : 11 : 3 %

【正解と解説】

正解はbです。

営業利益は、粗利益から経費の合計を差し引いたものです。ここでは粗利益が不明であるため、まず粗利益を計算しなければなりません。

粗利益 = 売上高 × 粗利益率
売上高5億5000万円、粗利益14.0% より、
粗利益 = 550,000,000円 × 0.14
= 77,000,000円
営業利益 = 粗利益 - 経費計
= 77,000,000円 - 40,000,000円
= 37,000,000円

ファイナンスリース

ここでは、設問で明らかになっている数字からは直接正答を導くことができないため、注意が必要です。日常的に目にしている数字であっても、どのように算出するかという仕組みを理解することが大切です。

【問題】

島設備のリース条件が次の場合、月額のリース料金(ア)とリース料総額(イ)の組み合わせとして、正しいものはどれか。

契約額：1,000万円
契約期間：5年間
リース料率：1.9%

【選択肢】

- a : ア 16万6667円、
イ 11000万円

月額リース料金
= 契約額 × リース料率
契約額1,000万円、リース料率1.9% より、
1,000万円 × 0.19
= 19万円

【正解と解説】

正解はdです。
月額リース料金の計算方法は以下のとおりです。

【回答分布】

- a : 11 : 5 % b : 48 : 1 %
c : 11 : 9 % d : 28 : 5 %

- b : ア 16万9833円、
イ 11019万円
c : ア 17万9700円、
イ 11078万円
d : ア 19万円、
イ 11140万円

したがって、設問におけるリース料総額は、

19万円×12ヶ月×5年＝1140万円です。

設備導入の際に、購入とリース契約ではどちらのメリットのほうが多いのかについて、比較検討が必要になる場合もあります。リース契約のメリット、デメリットは次のとおりです。

【メリット】

● 月々一定額の支払いで利用でき、銀行の借入枠や自己資金をほかに活用できる

● 税法上、会社の経費として処理できる

● 購入手続き、固定資産税の申告、保険料の支払いなど煩雑な事務処理が不要である

● リース期間は法定耐用年数より短く設定できるので、購入に比べて早く償却ができる。

【デメリット】

● 物件の所有権はリース会社にあるため、残存価値はリース会社に帰属する

● 基本的に中途解約ができない。解約する場合、残リース料相当額の解約損害金を支払うことに

なる

● 支払総額は購入より多額になる場合が多い

消費税

【問題】

お客様が1万円分の売上玉を使用して、パチンコ店が1個6000円(税込)で仕入れた賞品と交換したとき、消費税の納付額として正しいものはどれか。

(小数点第1位を四捨五入とする)

【選択肢】

- a : 296円
b : 480円
c : 741円
d : 800円

【回答分布】

a : 13・5% b : 53・1%
c : 13・8% d : 19・6%

【正解と解説】

正解はaです。

消費税納付額は、仮受消費税から仮払消費税を引いて算出します。経理処理上、売上にかかる消費税を仮受消費税とし、仕入れにかかる消費税を仮払消費税としています。計算方法は次のとおりです。

1. 売上玉(税込)から仮受消費税を算出
 $10,000円 \div 108 \times 8 = 740円$
2. 賞品価格より仮払消費税を算出
 $6,000円 \div 108 \times 8 = 444円$
3. 仮受消費税－仮払消費税＝消費税納付額
 $740円 - 444円 = 296円$

パチンコ店における消費税納付額は、貸玉総額マイナスイタ賞品原価(＝粗利益)に対する8%の内税分です。この設問では、原価6000円の賞品(店舗は仕入時に消費税支払済)をお客様が1万円の売上玉で交換しました。したがって

パチンコ店における消費税納付額は、貸玉総額マイナスイタ賞品原価(＝粗利益)に対する8%の内税分です。この設問では、原価6000円の賞品(店舗は仕入時に消費税支払済)をお客様が1万円の売上玉で交換しました。したがって

それぞれの内税金額より、仮受消費税から仮払消費税を差し引き、消費税納付額を求めました。ちなみに、お客様の消費金額(＝粗利益・4000円)に対して消費税納付額が発生している点是他業種と同じです($4000 \div 108 \times 8 = 296円$)。

パチンコ店が消費税として申告する納付額の仕組みを正しく理解し、利益管理に役立てましょう。



稼働や売上が高いのに不採算店舗と判断されたり、反対に稼働や売上がそれほど高くなっても繁盛店舗と言われたりします。店舗管理者であればその結果が著しく評価に反映されることでしょう。

利益構造を正しく理解していないければ、店舗として着実に営業利益を残すことは不可能です。

店舗管理者として、計数管理だけでなく、その他の経費を含めた長期的な利益管理の知識が必要です。経営マネジメントで店舗の経営状態への理解を深め、運営に役立てましょう。



銀世界の裏

119

正直者が馬鹿を見ない

文・綾小路 杏
イラスト・岩崎政志

「おい、ササキ主任、〇〇商事から買ったパチンコ機の納品等は確認したか？」

オレのデスクに課長がやってきた。

悪いことをしたわけではないが、上司に名指しで呼ばれると、なんだかビクツとしてしまう。

「はい、しました。29日の午後、倉庫に搬入する、ということので営業担当とも確約がとれています」

「よし、OK。ご苦労さん。君もこの業務に慣れてきたよな。ホントよくやってくれて助かるよ」

課長はそういうと機械課の部屋から出ていった。

怒られるどころか褒められてホッとす。

●
オレは一昨年、このホール経営会社に入社した。

それまではパチンコとは全く関

係の無い不動産会社で営業をしていた。

異業種からの転職で、自分でもまだまだ半人前なのはわかっている。

なので、こうしてオレの仕事を覚えてくれる課長を本当に尊敬している。

オレは昔からパチンコが好きだった。大好きだった。

前職では営業をしていたので、外回りの間にパチンコ屋でサボることが多々あった。

が、まさかパチンコ関連の仕事をするとは思ってもみなかった。

けれど昨年、勤めていた不動産会社がいきなり倒産。

ハローワークで見つけたのが、このホール経営会社だった。

パチンコを仕事にするのは、「好き」なだけにちよっと躊躇したが、月給の欄を見て心を決めた。

求人票に書かれた「月給」が本当

に貰えるなら、副業をしなくてもやっつけようだ。

オレには妻と子供が三人いる。前職の給料では生活が苦しく、自分の小遣いを捻出することが難しかった。つまりやりたくてもパチンコができない。

最初に削るのは「旦那の小遣い」というのはよく聞く。

とはいえ、たまには遊びたくなるわけで、そんな時には夜間にアルバイトをしていた。

そして……、大きな声では言えないことだが、大家さんと結託して小銭を稼ぐことも多々あった。

バレたら背任とかの犯罪になるんだろけど、そんな心配はなかった。

なにしろ上司である営業部長をはじめ、ほとんどの営業マンが大なり小なりやっていたからだ。

その不動産会社が倒産しそうだという頃には、もしかしたら自分たちのせいかも？と良心が痛んだが、後悔先に立たず。



だから、もし、次に縁があつて働くことができたなら、二度と会社に迷惑をかけるようなことはしないと心に誓ったのだった。

このホール経営会社に入社して最初はフロア担当に配属されたが、目立ったミスを出すこともなく、真面目でしつかりしている、という評価も頂き、昨年末に主任に昇

格するとともに機械課に配属された。

機械課は課長を含め4人。

自分は機械課に配属されて10か月だが、主任として系列7店舗の遊技機の入替えを担当している。

主な担当はパチンコだが、パチスロ担当とも情報交換しながらやっているし、なにより課長がきちん

とスケジュールなどを管理してくれているから安心感はある。

ただし、この会社に入って困ったことがある。それはパチンコを打つ時間が少なくなったことだ。

特に機械課に配属されてからは夜間勤務など変則的な勤務も多く、なかなかのんびりとパチンコを打つ時間がとれない。

時間がないということは、副業しようにもできないということだ。

まあ、前よりは給料もあがったぶん、無理に副業しなくてもいいのだけれど……。

そんなある日、隣県の実家から電話があつて親父が交通事故を起こしたという。

しかも被害者の相手はかなりの重傷を負っているようだった。

おふくろ一人で対応するのは厳し

いので、課長に相談し、翌日、車で実家に向かった。

幸い相手も意識は回復していて、後遺症が残ったりすることもないだろう……ということだった。

一安心はしたが、おふくろからは金の援助を頼まれた。

50万でも30万円でも良いという。

交通事故だから、いずれ保険が適用されるのだろうが、やはり一時的にはお金が必要となるらしい。

すぐに妻に相談したものの、絞りだしても20万円だという。

とりあえず20万円を送金したが、今後もお金が必要となることは当然あるだろうと予想された。

以前はキックバックを要求したり、空出張をやって小銭を稼いでいただが、今はそういったことがまったくできない環境となっている。

もちろん以前より給料は上がっているから生活は楽になっているけ

れど、こういった不測の事態が起きると、何かすぐにお金が入るような手段はないものかと考えてしまふ。

そんなドタバタがあつてから3か月後、今度は夜中に子供が熱を出

した。

三人の子供がいるが、一番上の子が最も身体が弱い。

今回もその子が熱を出して、夜間病院に駆け込んだが、肺炎の疑いもある、ということでも即入院となつてしまった。

これから病院でお金がかかることは間違いない。

自分の実家に貯金を出してしまつた後も出費があり、当然、我が家の財政はかなり厳しくなつてしまつた。

自分の実家は交通事故の処理をやっているから無理だし、妻の実家も頼れない事情があつた。

やはり自分が何かやるしかないのかな。

いろいろ考えた結果、本当にセコいことだが、遊技機メーカーが持つてくる販促用のグッズを売ることにした。

うちの会社、パチンコグッズは好きな社員が持つて帰つて良い、となつているから、オレは周りに相談し、かなりのパチンコグッズを手に入れ、ネットのオークションやフリマで販売することにした。

意外にもかなりの高額で売れ、と



裏世界の銀

りあえず問題は解決した。

ところが、オレが販促用のパチンコグッズを販売して儲けている、ということを知った遊技機販売会社××社の営業部長Z氏が、「ササキさん、そんなことならひとこと言ってくればいいじゃないですか？みずくさいですよ！」などと言って、オレにある計画を持ちかけてきた。

その計画とはゴト部品を仕掛けて欲しい、というものだった。

正直、驚いた。

ゴト部品を仕掛けるといふのは、明らかに犯罪だ。

その「犯罪行為」をこんなふうに気軽に持ち掛けてくるとは思わなかったのだ。

ゴトなんて……。

オレは前の会社が倒産したことを思い出した。

とりあえず乗り気なフリをしてZ氏の話を聞く。

そして、すぐに課長に報告した。

課長は、

「なるほど。よく報告してくれた。あとでちょっと話を聞かせて欲しい。」とだけ言って部屋を出て行った。

その説明の中で、グッズをオークションで売っている話もせざるをえず、これは最悪クビもあるかな……と覚悟した。

「正直者が馬鹿を見る」という言葉がよぎった。

いやいや、もうあとは上にまかせるしかない。

その日の夕方になって課長が戻っ

てきて、一緒に来てほしい、と応接室に入った。

応接室には既に営業部門のトップである専務取締役と管理部門のトップである常務取締役、それに遊技機販売会社××社の社長が顔をそろえていた。

課長から、ササキ君、悪いがもう一度すべて説明をして欲しい、と促されたことから、正直にすべてを話した。

結果、××社の営業部長Z氏の頃の悪行が判明した。

Z氏は昔から、他のホールでも同様のことをやっていたらしい。

××社の社長も薄々それを感じていたものの、決定的な証拠もなく対処できなかったのだという。

××社の社長には、大変感謝された。

うちの専務にも常務にも「君は正直で気持ちが良い」と褒められた。

部署に戻ると課長にも褒められた。

正直に言って良かったんだ。

正直者が馬鹿を見ることはなかった！

でも……今回は良い方向に決着したからよかったけど……。

悪者に付け入る隙を与えないようにしなければならぬが……またいつか、急にお金が必要になることもあるだろう。

なにか、安全にすぐに金が入る方法はないかなあ？

この物語はフィクションです。

実際の出来事を参考に書いていますが、現実には存在する人物や事件とは一切関係ありません。



民法改正と ホール業界への影響



三堀 清

みほり きよし

昭和32年 神奈川県生まれ
早稲田大学法学部卒

司法修習終了後

昭和63年 弁護士登録(第
二東京弁護士会)し、
大手企業の法律問題
を扱う法律事務所勤
務を経て

平成8年 早稲田大学大学
院修士課程終了

平成9年 三堀法律事務所
開設

現在、パチンコホー
ルを始め企業関連の
民事事件を手がける

1

民法の改正と 改正民法の施行スケジュール

平成29(2017)年5月26日に「民法の一部を改正する法律」(民法改正法)が成立し、6月2日に公布された。

今回の改正は、明治29(1886)年の民法制定以降、昭和22(1947)年の親族編・相続編という家族法分野についての改正から70年ぶり、総則編、物権編及び債権編という財産法分野については制定以来約120年ぶりとなる大改正であり、改正された条文は、現行民法の全1106か条中、342か条に及ぶ。

そして、この改正民法は、平成32(2

2

改正の基本的観点と 大きな変更箇所

020)年4月1日から施行されることとなっている。

今回の改正は、現行民法を社会や経済の変化に対応させて現代化するという観点と、条文には明記されていない判例法理を明文化して国民に判り易くするという観点という、二つの観点からなされている。更に付言すれば、現代化という観点の一環として、契約当事者を対等な能力を有する者と想定している現行民法を、元請けに対する下請けや大企業に対する一般消費者のよ

うな契約弱者が存在するという現実を直視し、弱者保護という観点から修正している点が大きい。

このような改正民法の大きな変更箇所としては、

- ・消滅時効期間の統一化
(改正民法166条以下)
- ・法定利率変動制度の導入
(同404条以下)
- ・保証人の保護のための規定の拡充
(同465条以下)
- ・定型約款に関する規定の新設
(同545条以下)

等が挙げられる。

以下、今回の改正の実務的な影響を検討する。

3 定型約款に関する規定の新設

今回の改正で、パチンコホール業界に直接的な影響を与えそうなのが、「定型約款の合意」に関する規定が新設されたことであろう。これは、まさに弱者保護の観点からの改正である。

「定型約款の合意」とは「定型取引」をすることの合意をいい、「定型取引」とは不特定多数の者を相手にした取引で、取引内容の全部又は一部が画一的であることが当事者双方にとって合理的なものをいう。

「定型取引」の典型的な例としては、生命保険への加入、普通預金口座の開設、市販ソフトウェアの利用等に関する契約が挙げられる。ホール業者と遊技客との遊技に関する契約も、不特定多数の客を対象とし、定額の貸玉料金でプレイをさせ、勝ち玉があれば賞品(景品)を提供するという画一的な内容であるから、「定型取引」に該当する。

改正民法では、「定型取引の合意」をした者は、①一方当事者が作成した定型約款すなわち定型取引の内容を記載し

た条項を契約内容とすることを合意した場合、又は、②この定型約款を準備した者が予めその定型約款を内容とする旨を相手方に表示した場合に限り、定型約款の個別の条項についても合意したものとみなす旨の規定が設けられた(改正民法548条の2第1項)。

遊技に関する契約においては、書面を作成したりパソコン画面上でクリックしたりして前記①の「定型取引の内容を記載した条項を契約内容とすること」を合意することはあり得ないのだから、定型約款の内容を記載した書面を準備したうえで同②の「定型約款を内容とする旨を相手方に表示」しなければ、客は個別の条項に合意していないことになる。このため、貸玉料金(風適法17条で表示が義務付けられている)のみならず、玉共有の禁止、掛け持ち遊技の禁止及び止め打ちの禁止等の店内ルールや、違反した場合の出玉没収・店外退去等のペナルティについても、これを明記した定型約款をホール内に掲示等しておく必要がある、ということになる。

また、改正民法では、「定型約款の合意」について、「…その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして(信義誠実の)基本原則に反し

て相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなす」という規定も設けられた(同法548条の2第2項)。

これにより、ペナルティ等の規定は、約款に記載されていても、一方的に客に不利益なものは無効となってしまうので、注意が必要である。

4 消滅時効期間の統一化

債権の消滅時効について、現行民法は、時効期間を10年と定めながら(同法166条)、一部の債権については1年(3年という短期の時効期間を定め(同法170(174条)、他方で、企業取引から発生する商事債権について、現行商法で時効期間を5年と定めており(同法522条)、バラバラであった。

債権の消滅時効期間は、改正民法で一律に5年とされ(改正民法166条1項)、同時に商法も改正され、商事債権の消滅時効期間の規定が廃止されたので、全て5年に一本化された。

5 法定利率変動制度の導入

現行法では、民事5%(同民法404

条)、商事6%(同商法513条)の法定利率が定められているが、市場金利の変動に対応できていない。

そこで、改正民法では、法定利率を当面3%に引き下げたうえ(同法404条2項)、今後、3年毎に見直すこととし(同条3項以下)、金利の変動に対応できるようにした。

6 保証人の保護の制度

金融機関等からの借入の際には、主たる債務者(借主)と共に返済の責任を負う(連帯)保証人を付けることが要求されるが、保証人において予め借入額や返済条件、差入担保の有無について適切な情報を得ていないと、予想外の負担を強いられる結果となる。

そこで、改正民法では、保証契約締結時に、主たる債務者(借主)に保証

ポイント

このため、

貸玉料金(風適法17条で表示が義務付けられている)

のみならず、

玉共有の禁止、掛け持ち遊技の禁止及び止め打ちの禁止等の

店内ルールや、

違反した場合の出玉没収・店外退去等のペナルティについても、

これを明記した定型約款を

ホール内に掲示等しておく必要がある、

ということになる。

人への一定の情報提供を義務付け、これを怠ったり虚偽の情報を提供したりした場合で、債権者(貸主)がこのことを知り又は知り得た場合には、保証人に保証契約を取り消すことを認めた

(改正民法465条の10第1項・2項)。
事業のための借入れに際して、第三者に連帯保証人になってもらう場合には、注意が必要である。

データでみるパチンコ業界

Yesterday, Today And Tomorrow

第131回

未経験者と休止者で異なる 「パチンコ店に行かない理由」

【協力】株式会社エンタテインメントビジネス総合研究所

—— 1割を切る、パチンコ参加者率

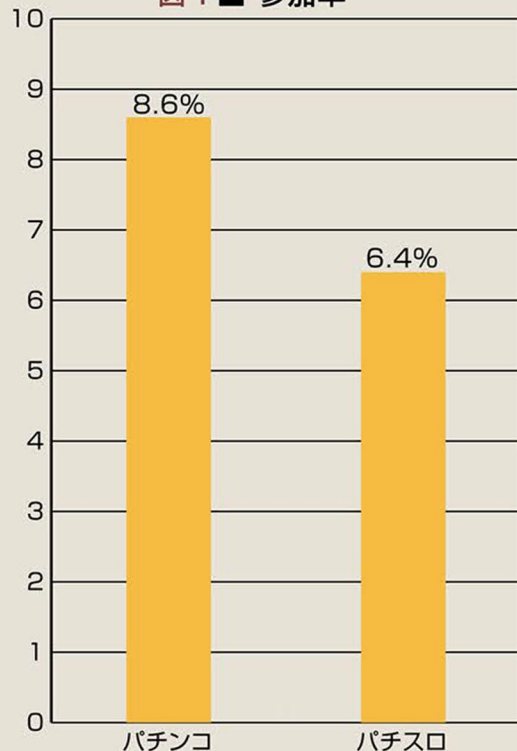
パチンコ・パチスロを敬遠する人たちがとって何が障害になっているのか。

この6月に刊行されるエンタテインメントビジネス総合研究所の『パチンコ・パチスロプレイヤー調査報告書』のデータから、パチンコ、パチスロをしない人たちの「不参加」の理由について検証してみます。

まず、図1「参加者率」は過去1年間にパチンコ、パチスロを行った人がどの程度の割合で存在しているのかを示しています。

パチンコが8・6%、パチスロは6・4%です。どちらも10%を切っています。10人（18歳以上）の人が集まった場合、そのうちの9人はパチンコ、パチスロをしていないという数字です。

図1 ■ 参加率



継続意向は 7割程度

図2「継続意向」は過去1年間にパチンコ、パチスロをしたことがある人に、今後について「遊びたいと思う」「やや遊びたいと思う」「あまり遊びたいと思わない」「遊びたいと思わない」の四者択一で質問した結果です。「遊びたいと思う」と「やや遊びたいと思う」の合計は、パチンコでは70・2%、パチスロでは71%であり、約7割の方は今後もパチンコ、パチスロを続けて行く気持ちを持っていると言えます。

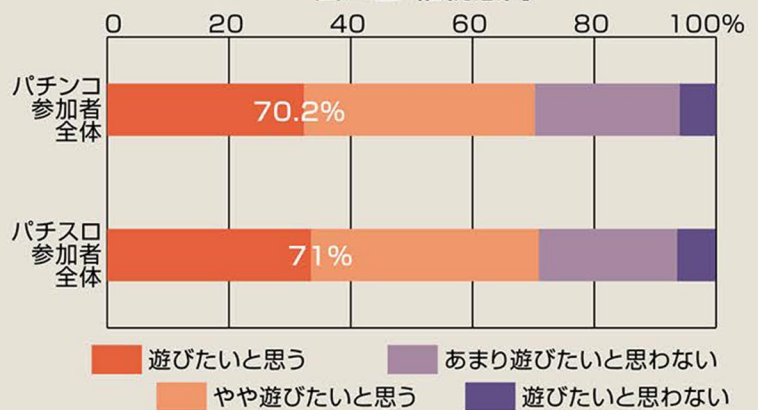
しかし、残りの3割の方々はそうした気持ちがありなく、今後、パチンコ、パチスロを止めてしまう可能性が大了。

未経験者の4割「ギャンブルが好きではないから」

パチンコ、パチスロを止めてしまった休止者と今まで一度もパチンコ、パチスロをしたことのない未経験者に対して、パチンコ店に行かない理由を聞いた結果が図3の「パチンコ店に行かない理由」です。未経験者で最も多い理由は「ギャンブルが好きではないから」で、42・0%となっています。休止者では「ギャンブルが好きではないから」は23・2%しかなく、大きな差があります。パチンコ・パチスロは競馬など法で定められたギャンブルと違い遊技なのですが、一般社会からはギャンブルと見られていることを示しています。

休止者で「ギャンブルが好きではないから」と回答した人は、ギャンブルが好きではなくてもパチンコ、パチスロを経験したことがある方です。本人が「好きではな

図2 ■ 継続意向



いだけなら、経験することはないでしょう。周囲の友人知人にはパチンコ、パチスロに親しんでいる方がいて、その方の影響もあり、パチンコ、パチスロを経験したのであらうと推察されます。

未経験者、休止者ともに「音」と「煙」が障害に

次に未経験者がパチンコ店に行かない理由として挙げているのが、

「音がうるさいから」(36・3%)です。休止者でも多く33・0%となっています。ほぼ同率で「タバコの煙が嫌だから」が未経験者(33・7%)、休止者(34・1%)が続きます。「音がうるさいから」と「タバコの煙が嫌だから」は、初めてパチンコ店を訪れる人にとって大きな障害であるだけでなく、過去にパチンコ店を訪れた方であっても再訪の障害になっていることが分かります。

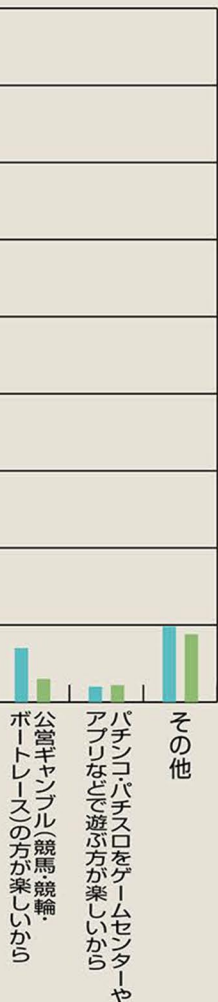
パチンコ玉や遊技機の発する賑やかな音やタバコの煙は、従来は

未経験者の思い込み? 「社会的に良いと思わないから」「汚い印象があるから」

未経験者のパチンコ店へ行かない理由として、4番目に多かったのが「ギャンブル性が高いから」です。この回答も未経験者(22・7%)と休止者(18・7%)で差があります。未経験者の数値が高くなっています。両者を比較して、未経験者の数値が高い他の理由には、「社

パチンコ店の特徴であり、当然のものとしてされていました。しかし、受動喫煙の問題が指摘されるようになり、現在では空気清浄機や分煙ボードの設備を備える店も増えてきています。ただ、パチンコ店がそのような取り組みをしていることを知っているのは、来店されている方々だけであり、大多数であるパチンコ、パチスロをしない人々は、パチンコ店の変化を知りません。全面禁煙のパチンコ店も各地で増えてはきていますが、まだその数は多くはありません。

会的に良いと思わないから」(未経験者…18・2%、休止者…11・3%)、「汚い印象があるから」(未経験者…17・6%、休止者…11・5%)、「来ているお客さんのイメージが悪いから」(未経験者…18・9%、休止者…13・3%)があります。これらの「行かない理由」で、



未経験者と休止者で異なる「パチンコ店に行かない理由」

未経験者の方が休止者よりも回答比率が高くなってしまうのは、実際に店を訪れたことがないために、パチンコ店に対する思い込みなどがあるからかもしれません。

休止者は 他の娯楽と 比較する

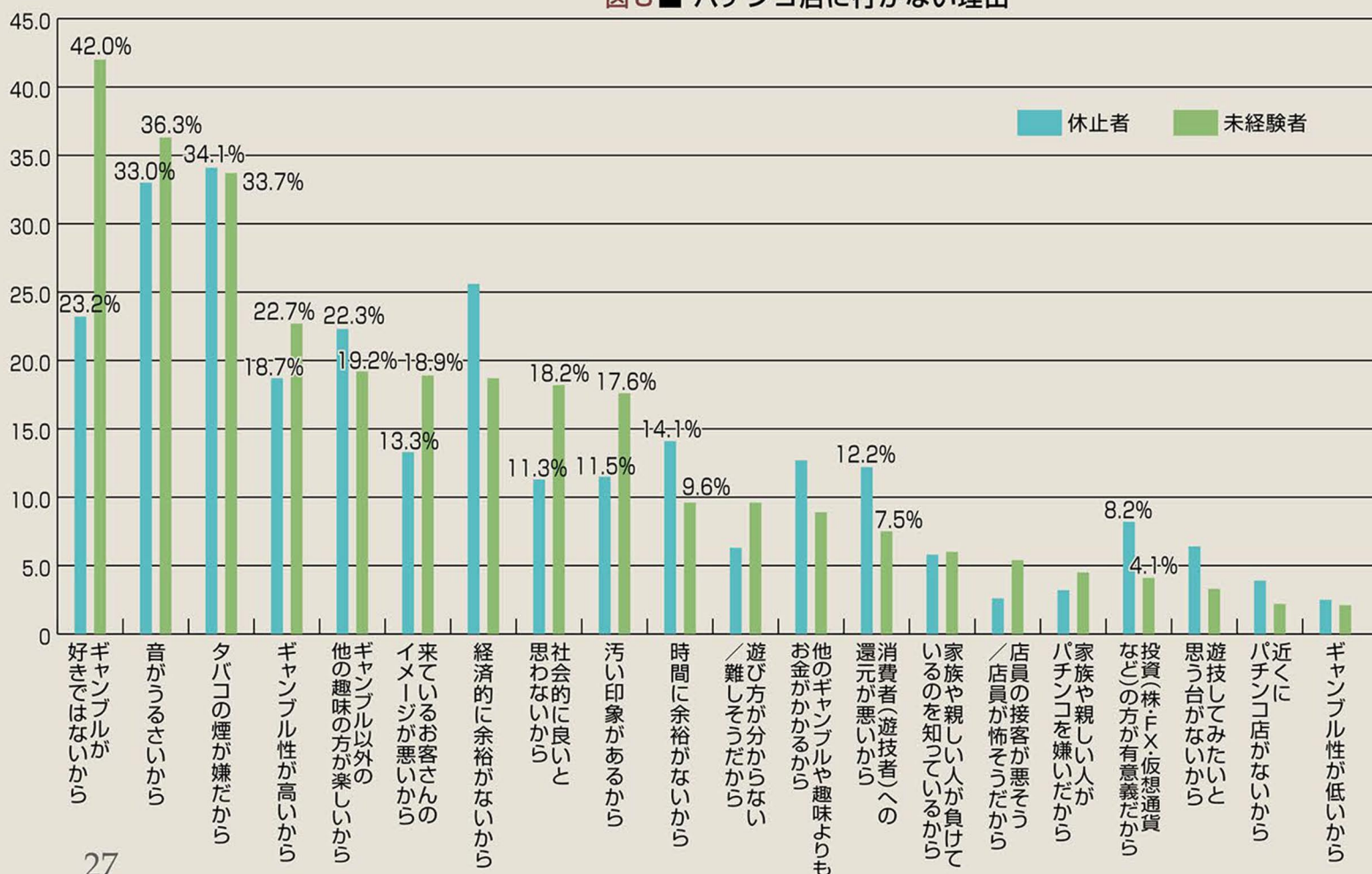
未経験者より休止者の方が回答者の比率が高い「行かない理由」もあります。「ギャンブル以外の他の趣味の方が楽しいから」(未経験者・19・2%、休止者・22・3%)、「時間に余裕がないから」(未経験者・9・6%、休止者・14・1%)、「消費者(遊技者)への還元が悪いから」(未経験者・7・5%、休止者・12・2%)、「投資(株・FX・仮想通貨など)の方が有意義だから」(未経験者・4・1%、休止者・8・2%)などです。休止者は、実際にパチンコ、パチスロで遊んだ経験があるだけに、他の余暇活動などと比較したうえで、パチンコ、パチスロという遊びを評価しています。「ギャンブル以外の他の趣味の方が楽しいから」は、他の活動との比較が明確でし、

余裕がないから」というのも単に仕事や家事で忙しいというだけではなく、パチンコ、パチスロの優先順位が他の活動に比べて低いということと思われます。

積極的な改革を

未経験者にパチンコ、パチスロを体験してもらうためには、現在のパチンコ店に対する未経験者の思い込みや偏見を払拭するようなイメージの改善が必要です。ただし、単なるイメージだけの改善では、他の余暇活動との競争力は伴わないことになり、パチンコ、パチスロの継続意向は下がってしまいます。喫煙の問題などは国の法整備や東京都の条例化の動きなど遊技業界より先行した形で進行しています。パチンコ店での喫煙が強制的に禁止されることになるかもしれません。社会の動きに合わせ、パチンコ店が様々なマイナスイメージの改革を行い、その実情を反映したイメージを人々に浸透させれば、パチンコ、パチスロの参加率向上につながっていくでしょう。是非、多様なデータを検証し、新規ユーザーの獲得などに生かしてほしいものです。

図3 ■ パチンコ店に行かない理由



KiK NEWS お知らせ



編集後記

遊技産業に関する本が目立つ。本格的に経営の視点から遊技産業を分析した韓載香『パチンコ産業史』(名古屋大学出版会)、ギャンブル依存症という言葉に異議を唱えた格好の『ギャンブルینگ障害』(日工組社安研)。稲葉佳子、青池憲司『台湾人の歌舞伎町』(新宿、もうひとつの戦後史)(紀伊国屋書店)には、終戦直後の新宿西口マーケットのホールの様子が出てくる。ニューヨーク・タイムズ紙が17年度ベスト10に選んだリー・ミンジン『PACHINKO』もタイトルにひかれて読み出した。充実したパチンコ本。釜山近くの島から大阪に移住した家族四世代の物語。パチンコの歴史は奥深いものだと実感。

(M)

ジャズピアノリストのC・テイラーが4月に亡くなった。89歳だった。キロン、ドガン、バキン……。拳打ちやひじ打ちも交え、従来のジャズにはなかった世界を切り拓いた「フリージャズの先駆者」。ただ出鱈目に鍵盤を叩くだけなら、誰でも出来る。不協和音が織りなす音の世界に「美」を構築していく。天才と呼ばれた所以だろう。聞くならばソロピアノがいい。トリオやホーンとの共演もあるが、他のメジャーズ界の怪人。力差が目立つ。この一枚には「インデント」を挙げる。怪人と呼ばれ、ジャズ界に大きな影響を与えた音楽の一端が理解出来ると思う。

(T)

森永製菓のチョコボールをせっせと食べ始めてはや6年。最初はすぐに銀のエンゼルが出て、3枚目までは順調に銀のエンゼルも出てくれたが、その後はまったくダメ。ようやく4枚目が出たのが2年前。リーチがかかった状態になったが、どうしても5枚目が出ない。今も出ない。周りも応援してくれてパチンコの景品でつたものをくれたりするから喜んで食べているが、銀のエンゼルがどうしても出ないのだ。自分も中年のおじさんだから、当然というかおもちゃの缶詰など欲しい訳ではない。しかし、ここまで来たら意地でもおもちゃの缶詰をとらないと気がすまない。

(H)

機構ニュースは 機構ホームページで読めます

「機構ニュースを知らなかった」「機構の広報誌を初めて見た」。こんな声をホール現場の皆さんから聞くことがあります。

機構ニュースは毎月1回発行され、全日遊連や日工組など機構の社員団体に送られています。そして各団体から支部などに送られることになっています。

機構ニュースは広報誌として発行されるとともに、機構のホームページでも一般に公開されています。2007年7月の創刊号から最新号まですべて収録されているので、いつでも閲覧することが出来ます。

特集記事や「データでみるパチンコ業界」、三堀清弁護士連載など業界の皆さんにとって役立つ情報が詰まっています。時間があるときに機構のホームページをのぞいてみて下さい。

遊技産業健全化推進機構のホームページアドレスは次の通りです。

<http://www.suishinkikou.or.jp>

お問い合わせは下記へ

電話番号 03-3518-2062

FAX番号 03-3518-2063

おかしいと思ったら すぐここへ <http://www.suishinkikou.or.jp/>

不正排除に 全力

遊技機も 計数機も



第三者機関

遊技産業健全化推進機構

21世紀 パチンコ・パチスロは変わります



おかしいと思ったらすぐご一報を
<http://www.suishinkikou.or.jp>

遊技産業健全化推進機構

Organization for
the Sound Development of
the Pachinko & Pachislot Industry